古賀市議会 議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会 委員長 平木 尚子

委員会審查報告書

本委員会に付託された請願の審査結果を、会議規則第 143 条第 1 項の規定により報告 します。

記

3 年請願 2 国立病院機構病院の機能強化を国の関係機関に求める意見書提出に関する 請願

紹介議員より、新型コロナなどの新興感染症や大規模災害から国民の命と健康を守るために、国立病院機構病院(以下、国立病院)の機能強化を国の関係機関に求める意見書の提出を求めるものである。その趣旨について、機能強化とは、国民が安心できる医療体制を構築することである。国立病院の機能を強化することで、憲法第25条の国民の生存権を保障するとともに、国の社会的使命を果たすことにつながるものと考えるとの説明。国立病院の使命や役割は、国民の命と健康を守るため、国を挙げて取り組まなければならない医療に対し、全国的なネットワークを展開し、医療提供体制の充実を図ること。これまで約1年以上にわたり新型コロナ対策を行ってきたが、医療現場の課題として、入院患者を受け入れる病床を確保するには、その対応を行う医師や看護師の数が少なく、感染症対策用の医療機器や器具の備蓄が不足していることなど様々な支援が必要であることがわかった。民間医療機関などでは新型コロナ患者を受け入れることによって、その他の疾患患者の受診や入院が激減するなど、病院の経営を圧迫することから、新型コロナ患者の受け入れには慎重にならざるを得ない実態があることを考えれば、新興感染症患者の受け入れは公的医療機関や大規模な医療機関、大学病院などが中心にならざるを得ない。改めて国公立病院の重要性を強く認識することになったとのこと。

請願者より、福岡東医療センター現場スタッフの置かれている現状について、1年ほど前は感染対策が十分行えず、一般診療にも影響があった。現在は物品などの状況は徐々に改善しているが、新型コロナ患者を受け入れることでの人員不足に加え、業務の負担増加により、さらなる人員不足を招いている。スタッフの感染の不安が続く中、正義感と倫理観により仕事を継続しているが、スタッフの大量辞職を出さないため、地域医療を守るためにも意見書を提出したいとの願意を説明。

【審査内容】

・国立病院の財源は、国からの補助金はないが、国からの財政運営交付金がある。平成 25年度の予算は230億円。そのうち83%は過去の債務。医療機関への政策的経費と しては 17%ほどが財源となっているが、実際には病院を経営する診療報酬によって 賄われている。

- ・病院の収入が減ったことによるスタッフの報酬の減額などはない。
- ・国立以外の病院関係者の声は受けていないが、国立病院の実態を受けての請願の提出としている。
- ・民間病院では対応できない、採算が取れない医療などを支えるのは国立病院の責務 であり、その力を十分に発揮するためにも国からの支援が必要。
- ・議員より請願の鏡文と請願に記載されている請願者の記載の表記が違うことについて意見があり、6月17日の委員会での審査は中断。後日請願人より請願訂正願が提出され、22日の本会議にて訂正を許可。24日に委員会を再度開き、審査したもの。
- ・国立病院が担っている政策医療、特に結核医療などに対する体制などへの新型コロナの影響として、結核患者の転院や病床移動による負担増加が挙げられる。重症心身障害児者病棟は十分なスタッフ数を確保しなければならないため、一般病棟のスタッフの負担が増えている。
- ・働いている立場からは、感染対策の予算はつけられているが、スタッフの増員を特 に求めるとのこと。

【意見】

- ・新型コロナ感染者を受け入れている国立病院という公的病院であるが、民間病院へと支援が波及していくことを期待し、賛成。
- ・国立病院の持つ大きな役割、貢献は誰もが認めているところ。その一方でのスタッフの疲弊や不安を感じている現状を解決し、国の責任を果たしてもらうために意見書を提出することは必要不可欠な取組であることから賛成。
- ・ウイルスも変異し続け、感染者は今も発生している。国民の命を守るため、国立病院 の機能強化を早急に進める必要があると考えることから賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。